

半田市新型インフルエンザ等対策行動計画策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第8条に基づく半田市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「行動計画」という。）を策定するため、半田市新型インフルエンザ等対策行動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について所掌する。

- (1) 行動計画案の調整及び決定に関すること。
- (2) その他行動計画案の策定に関する必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長に福祉部長、副委員長に防災監及び健康課長をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名した副委員長が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係職員の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、福祉部健康課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

企画課長、市民協働課長、総務課長、地域福祉課長、高齢介護課長、幼児保育課長、学校教育課長、半田病院管理課長、半田消防署救急課長
（計9名）